

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本改正により、一定の条件を満たす取引について、外国業者が国内にある一定の者から注文を受けて行う取引を金融商品取引業から除き、内閣総理大臣の登録を受けることなく当該行為を行うことを可能とすることは、投資家利便の向上等の観点から重要であると考える。</p> <p>さらに、本件改正と同様の趣旨である投資家利便の向上等の観点から、現行の第 16 条第 1 項第 2 号についても、以下の通り、改正を要望する。</p> <p>第 16 条第 2 項に定める関係外国運用業者がその運用財産のために行う取引の執行について、本邦所在の関係会社である国内投資運用業者がその委託を受けて有価証券の売買またはデリバティブ取引を行うことは、より効率的な業務運営に資するものとなり、投資家利便の向上、関係外国運用業者の緊急時対応、日本の金融市場の魅力度向上等の関連から、特に重要である。</p> <p>一方、現行の第 16 条第 1 項第 2 号末尾にある「(同項第二号又は第四号に掲げる行為にあつては、関係外国運用業者の委託を受けて行う同項第二号又は第四号に掲げる行為の相手方が金融商品取引業者等である場合に限る。)」という制約が存在する。外国債券取引や店頭デリバティブ取引の取引相手は外国の金融機関であることが多く、この制約のために外国債券取引や店頭デリバティブ取引の委託を関係外国運用業者から受けることが実際上、できなくなっている。つまり、関係外国運用業者から外国債券取引や店頭デリバティブ取引以外の取引のみの委託を受けるのは管理上煩雑であるため、全ての取引について在日拠点への委託を行わない、ということになりがちである。また、取引相手を金融商品取引業者等に限ることも最良執行との関係で問題となる可能性がある。</p> <p>本件改正に合わせ、日本の金融市場の魅力度向上、投資家利便の向上、最良執行等の観点から、第 16 条第 1 項第 2 号末尾にある「(同項第二号又は第四号(中略)行為の相手方が金融商品取引業者等である場合に限る。)」の制限を廃止するか、あるいは相手方が金融商品取引業者等又は外国において同様の規制を受けて同様の業務を行う者に限る、などのように制限の緩和をすべきであるとする。</p>	<p>いただいた御意見は、本件とは異なる行為・相手方に関するものと考えますが、今後の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>